

香川県介護福祉士等修学資金貸付要綱（平成21年4月15日）

（平成23年12月1日一部改正）

（平成25年8月19日一部改正）

（平成26年9月3日一部改正）

（平成27年7月13日一部改正）

（目的）

第1条 この要綱は、介護福祉士又は社会福祉士の養成施設等に在学する者に対し、介護福祉士及び社会福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱で、「養成施設等」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は香川県知事の指定した養成施設をいう。

（修学資金の貸付け）

第3条 香川県社会福祉協議会長（以下「会長」という。）は、香川県内の養成施設等に在学する者で、本県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設、国立療養所等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。）内において、要領で定める業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者の申請により、その者に無利息で修学資金を貸し付ける旨の契約を締結するものとする。

2 修学資金の額は、要領で定める。

3 修学資金を貸し付ける期間は、第1項の規定による貸付けの契約に定められた月から養成施設等を卒業する日の属する月までの間とする。

（連帯保証人）

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、要領で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

第5条 会長は、第3条第1項の規定による契約の相手方（次項において「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 四 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。

六 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

(返還の債務の免除)

第6条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 養成施設等を卒業した日から1年以内に、県内において業務に従事し、かつ、5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。

二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定により修学資金の返還の債務を免除される場合を除き、修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

一 修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上業務に従事したとき。

二 死亡又は心身の著しい障害により修学資金を返還することができなくなったとき。

3 前項第1号の規定により免除することができる修学資金の返還の債務の額は、業務に従事した期間を修学資金の貸付けを受けた期間（この期間（前条第2項の規定により修学資金の貸し付けられなかった期間がある場合には、当該貸し付けられなかった期間を除く期間）が2年に満たないときは、2年とする。）の2分の5（第1項第1号において業務に従事する期間が3年とされる場合にあっては、2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の額に乗じて得た額とする。

4 前3項に規定する業務従事期間の計算は、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、要領で定める。

(返還)

第7条 修学資金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、要領で定めるところ

ろにより、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から、4年以内に返還しなければならない。

- 一 第5条第1項の規定により修学資金の貸付けをする旨の契約が解除されたとき。
- 二 養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録原簿若しくは社会福祉士登録原簿に登録せず、又は県内において業務に従事しなかったとき。
- 三 前条第1項の規定による修学資金の返還の債務の免除を受ける前に、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由があるときを除き、県内において業務に従事しなくなったとき。
- 四 前条第1項の規定による修学資金の返還の債務の免除を受ける前に、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事しなかった場合において、当該理由がなくなった後、直ちに県内において業務に従事しなかったとき。
- 五 業務外の理由により死亡し、又は心身の著しい障害により業務に従事できなくなったとき。
(返還の債務の履行猶予)

第8条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する理由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- 一 修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き養成施設等に在学しているとき。
- 二 当該養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等において修学しているとき。

2 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する理由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- 一 県内において業務に従事しているとき。
- 二 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第9条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 一 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき。
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 二 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。
返還の債務の額の全部又は一部

三 県内において修学資金の貸付けを受けた期間以上業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

(延滞利子)

第10条 修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない

い。(平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞利子については、当分の間の措置として、特例基準割合(各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントを加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合)を適用する。)

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

- 2 前項の延滞利子の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 第1項に定める「当該返還すべき日」については、第7条に基づき要領で定める返還期限とする。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

改正後の要綱は、平成23年11月21日から適用する。

改正後の要綱は、平成25年8月19日から適用する。

改正後の要綱は、平成26年9月3日から適用する。

改正後の要綱は、平成27年7月13日から適用する。